

患者の声を医療政策に反映させるあり方協議会 会則

2008年7月8日 制定

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、「患者の声を医療政策に反映させるあり方協議会」と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局を、正会員の属する組織内に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、医療政策関連情報の提供や、患者会同士の研鑽・意見交換の促進といった患者会サポートシステムを構築し、もって患者の声を医療政策に反映させることを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医療に関する政策動向や審議会等の開催情報の提供
- (2) 医療政策に関する会員相互の勉強会・講演会等の開催
- (3) 医療政策に関する時機に応じた提言や患者代表委員の推薦
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 5 条 (種別)

本会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 本会の目的および事業の趣旨に賛同して入会した患者団体、患者支援団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人、団体

第 6 条 (入会)

本会に入会しようとするものは、その旨を代表世話人に申し込むものとする。代表世話人は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第 7 条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納めなくてはならない。

第8条（情報の取り扱い）

会員は、本会の活動において知り得た個人情報を適切に取り扱い、本会の活動の目的以外に使用してはならない。

第9条（退会／除名）

1. 会員が退会しようとするときは、その旨を代表世話人に届け出なければならない。退会する場合、既に納入された会費その他の拠出金品は返還しない。
2. 会員が本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたときは、世話人会の4分の3以上の同意をもって除名することができる。なお、除名事由および手続き等については別途細則にて定める。
3. 前項に規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

第10条（種別）

1. 本会に、次の役員をおく。

世話人	5～15名
監事	1～2名
2. 世話人のうち、次の役職をおく。

代表世話人	1名
副代表世話人	1～2名
事務局長	1名

第11条（選任／任期）

1. 役員は、原則として患者団体もしくは患者支援団体を代表する正会員の中から選任する。
2. 世話人は、総会において出席する正会員の3分の2以上の同意により選任する。
3. 代表世話人は、世話人会において世話人の互選により選任する。
4. 副代表世話人は、世話人会において世話人の互選により選任する。
5. 事務局長は、世話人会において世話人の互選により選任する。
6. 監事は、総会において出席する正会員の3分の2以上の同意により選任する。なお、監事は世話人であることを妨げない。
7. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条（職務）

1. 代表世話人は本会を代表し、本会の業務を統括する。
2. 世話人は、世話人会を構成し、本会の事業運営に関して責任をもつ。
3. 事務局長は、本会の会計および業務の執行に関する実務に責任をもつ。

4. 監事は、本会の会計および事業運営に関する監査を行う。

第 4 章 会 議

第 13 条（種別）

1. 本会の会議は、総会および世話人会の 2 種とする。
2. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

第 14 条（会議の構成／開催と召集／議長）

1. 総会は、第 5 条に定める正会員をもって構成する。
2. 世話人会は、第 10 条に定める役員をもって構成する。
3. 通常総会の開催は年 1 回とし、臨時総会は世話人会が必要と求めた場合に開催する。いずれの場合も代表世話人がこれを召集する。
4. 世話人会は、原則として月 1 回開催し、代表世話人がこれを召集する。
5. 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
6. 世話人会の議長は、代表世話人がこれにあたる。

第 15 条（総会付議事項）

総会には、以下の事項を付議する。

- (1) 事業報告および会計報告
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員（世話人、監事）の選任
- (5) その他、必要と認められる事項

第 16 条（総会の定足数と議決）

1. 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
2. 正会員は、一団体に付き一票の議決権を有するものとする。
3. 賛助会員は議決権を持たない。
4. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面による表決委任ができる。この場合は出席したものとみなすことができる。
5. 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

第 17 条（総会の議事録）

1. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録については、議長および総会において選任された議事録署名人 1 名が記名押印または署名しなければならない。

第 5 章 会 計

第 18 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日より翌年 6 月 31 日までとする。

第 19 条（資産）

本会の資産は、会員からの会費、および寄付金品等をもって構成する。

第 20 条（事業計画および予算）

1. 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、名事業年度ごとに代表世話人が作成し、総会の議決を経なければならない。
2. 本会の事業報告およびこれに伴う収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表世話人が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 事 務 局

第 21 条（事務局の設置）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長の管理の下、必要なスタッフを置く。
3. 事務局スタッフの任免は、事務局長と相談の上、代表世話人が行う。
4. 事務局の運営に関して必要な事項は、世話人会の議決を経て、代表世話人が別に定める。

第 7 章 附 則

1. この会則は、本会成立の日から施行する。
2. 本会の、設立当初の役員は、別表 1. のとおりとする。
3. 本会の、設立当初の役員の任期は、第 11 条第 7 項の規定にかかわらず、本会成立の日から平成 21 年 6 月 31 日決算にかかわる通常総会の終結日までとする。
4. 本会の、設立当初の事業年度は、第 18 条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成 21 年 6 月 31 日までとする。
5. 本会の、設立当初の会費は、第 7 条の規定にかかわらず、別表 2. のとおりとする。

<別表1.> 設立当初の役員

[役職名]	[氏名]	[団体名]
代表世話人	長谷川三枝子	社団法人 日本リウマチ友の会 会長
副代表世話人	山田惟忠	特定非営利活動法人 日本アレルギー友の会 副理事長
副代表世話人	伊藤雅治	特定非営利活動法人 日本慢性疾患セルフマネジメント協会 理事長
世話人	海辺陽子	癌と共に生きる会 副会長
同	小太刀 進	社団法人 埼玉県障害難病団体協議会 理事長
同	関 つたえ	再生つばさの会 事務局長
同	本間俊典	社会福祉法人 復生あせび会 事務局
同	松村満美子	特定非営利活動法人 腎臓サポート協会 理事長
事務局長(世話人)	埴岡健一	市民医療協議会 共同議長
監 事(世話人)	大平勝美	社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長

<別表2.> 設立当初の会費

[正会員会費]	10,000 円/年
[賛助会員会費]	個人 5,000 円/年
	団体 一口 10,000 円/年 (一口以上)